

令和6年度久米島町立学校統合・再編計画策定業務委託 公募型プロポーザル募集要綱

本募集要項は、「久米島町立学校統合・再編計画策定業務委託」に係る契約の受注候補者となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等について、必要な事項を定める。

1. 業務概要

1) 業務名

久米島町立学校統合・再編計画策定業務委託

2) 業務内容

別紙「久米島町立学校統合・再編計画策定業務委託仕様書」のとおりとする。ただし、契約時における仕様書については、選定された受託者の企画提案内容に応じて、久米島町と受託者との協議により決定する。

3) 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

4) 履行場所

久米島町

5) 提案上限額

提案上限額 12, 562, 000円（消費税及び地方消費税含む）以内

但し、この金額は募集のために設定した金額であり、実際の契約金額とは異なる。

2. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 仕様書に基づく業務の履行が可能であること。
- (2) 沖縄県内に本店又は支店を有すること。
- (3) 令和元年度以降に類似の業務を受託した実績を有すること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続きの決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合については、この限りでない。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申し立てがなされている等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (8) 暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員、暴力団員等を構成員としていること。
- (9) 市町村税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (10) 本事業を運営するにあたって、必要に応じて久米島町と速やかに連携を行うなど、事業を円滑に履行することができる体制が整備されていること。

3. スケジュール

スケジュール項目	日 程
① 公募開始	令和6年12月10日（火）
② 質問書の提出期限	令和6年12月16日（月）17時まで
③ 質問書回答	令和6年12月19日（木）
④ 参加申込提出期限	令和6年12月26日（木）17時まで
⑤ 企画提案書類の提出期限	令和7年1月7日（火）17時まで
⑥ プレゼンテーション実施予定日	令和7年1月10日（金）予定日
⑦ 選定結果通知予定日	令和7年1月14日（火）
⑧ 契約予定日	選定結果の通知を行ってから概ね2週間

4 応募書類と提出方法

（1）質問等の受付

- ア 受付期限 令和6年12月16日（月）17時まで（必着）
イ 提出方法 メール又はFAX
ウ 回答方法 一括して取りまとめ久米島町ホームページへ掲載する。
エ 提出書類
① 質問書【様式1】

（2）参加申込書の提出

提案書の提出を希望する者は、以下の要領で提出すること。

- ア 受付期間 令和6年12月26日（木）17時（必着）
イ 提出方法 持参又は郵送
ウ 提出書類
① 参加申込書【様式2】
・提出期日までに提出のない企業の提案は受け付けない。
② 誓約書【様式3】
・本業務契約締結日までに、誓約書の記載事項に反した場合は、失格とする。

（3）企画提案書等の提出

企画提案書等の提出は、所定の様式により提出期限までに持参又は郵送により提出すること。

- ア 受付期間 令和7年1月7日（火）17時まで（必着）
イ 提出方法 持参又は郵送
ウ 提出書類
① 会社概要【様式4】
② 実績書【様式5】
③ 企画提案書【様式6】
④ 企画書
・実施方針及び具体的な提案、実施スケジュールを記載すること。
・社名表記をし、綴じ方は長辺綴じとする。
・原則としてA4版とし、20ページ（10枚）以内とすること。

⑤ 見積書【様式7】(任意様式可)

- ・各項目の単価と内訳を記載すること。
- ・消費税は10%で計上すること。

⑥ 添付書類

- i) 会社の履歴事項全部証明書(登記簿謄本)
- ii) 直近事業年度の決算報告書(貸借対照表、損益計算書等)
- iii) 納税証明書(地方税及び国税)

(4) 提出部数

	提出書類	様式等	部数
1	参加申込書	様式2号	1部
2	誓約書	様式3号	1部
3	会社概要	様式4号	1部
4	実績書	様式5号	1部
5	企画提案書	様式6号	7部
6	企画書	任意様式	7部
7	見積書	様式7号(任意様式可)	7部
8	業務実施体制	任用様式	1部
9	添付書類		1部

※7部のうち、正本1部、副本6部とする。

7 審査及び評価

(1) 第一次審査(書面審査)

- ア 久米島町教育委員会において応募資格を満たす者であるか、委託先として適格であるか書面審査を行う。
- イ 選定された事業者に対しては、第二次審査(プレゼンテーション審査)の実施日時等を通知する。

(2) 第二次審査(プレゼンテーション審査)

- ア 審査は、企画提案審査委員会によるプレゼンテーション審査を実施し、受注候補者を選定する。
- イ 審査は非公開で行い、審査結果等に関する問い合わせは受け付けない。
- ウ 審査結果については公表するが、審査内容及び審査経過については、公表しない。
- エ 第二次審査における留意事項は、以下のとおりとする。
 - ① 開催日:令和7年1月10日(金)※実施予定
 - ② 審査会場への入場者は2名以内とする。
 - ③ 実際に携わる担当者が説明し、1業者につき20分の持ち時間(説明10分、質疑10分)で行い、持ち時間の超過を認めない。

(3) 評価

- ア 評価項目及び配点に定める項目ごとに採点を行い、審査委員が採点した点数の平均点(小数

第2位を四捨五入)をもって得点とする。

イ 満点は100点とし、最低基準点を60点とする。

ウ 最低基準点を超えた者のうちから、最も多い得点の高い者を契約の受注候補者とする。

エ 上記ウにおいて、同点により受注候補者とすべき者が2者以上ある場合は、選定委員会で協議の上、受注候補者を選定する。

オ 提案者が1者の場合でも審査を行い、最低基準点を満たした場合は、受注候補者とし契約を行う。ただし、最低基準点を満たさない等、プロポーザルが不成立の場合は、再度公募する。

(4) 審査に関する評価項目及び評価内容、配点は次のとおりとする。

評価項目	評価内容	配点
1 事業者の実績	過去に同種業務又は、類似業務の実績があるか	10
2 業務執行体制	十分な経験、有効な資格、又は、同種業務実績を有している者を配置しているなど適正な人員体制か。審議会への支援体制は適正か	10
3 企画提案内容	本業務実施の背景、課題や目的及び仕様書の趣旨についての理解度	10
	本町の特性についての理解度	10
	方針策定に関する法令等及び学校又は学校教育に関する理解度	10
	人口・児童数・学級数の推計等の考え方（具体性・正確性）	10
	課題解決に向けた方策・シミュレーションの考え方（具体性・実現性）	10
	独自提案	10
4 プレゼンテーション	説明は簡潔で分かりやすいか 質問に対する応答が迅速かつ的確か	10
5 参考見積価格	配点×（最低見積額／自社の見積額） ※小数点以下切り捨てた数値とする	10
合計		100

8 企画提案書等の提出に際しての留意事項

(1) 次の各号の一に該当する場合は、失格又は無効となる場合がある。

ア 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合。

イ 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合。

ウ 積算書が委託費の上限額を超過する場合

エ 提出書類に不備があった場合。

オ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。

カ 当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者（役員等）が刑法に定める容疑によ

り逮捕又は起訴された場合。

キ 本要領に違反すると認められる場合。

ク その他、町が予め指示した事項に違反した場合。

(2) プロポーザル参加者は、複数の企画提案書の提出を行うことはできない。

(3) 提出書類を提出した後に辞退する場合には、辞退届（任意様式）を提出すること。

(4) プロポーザルに要する経費等は、全て参加者の負担とする。

(5) その他

ア 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがある。

イ 提出された企画提案書等は返却しない。

9 契約の締結等

(1) 仕様書の協議等

特定した受注候補者と町が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。

(2) 契約金額の決定

契約金額は協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取し決定する。

10 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできないものとする。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思料される業務については、本町と協議を経て業務の一部を委託することができるものとする。

(2) 個人情報保護

受託者が業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、久米島町個人情報保護条例（平成15年条例第15号）及び久米島町個人情報保護条例施行規則（平成15年規則第13号）に基づき、その取扱いに十分留意するとともに、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

11 守秘義務

受託者は、委託業務を行うにあたり、業務上知り得た事項を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

12 各種書類の提出先

久米島町教育委員会教育課（事務局）

住所：〒901-3121 沖縄県島尻郡久米島町嘉手苅542番地

電話：098-985-2287（直通）

FAX：098-996-2254

メール：kyoiku@town.kumejima.lg.jp

CC：mk-miyazato@town.kumejima.lg.jp